

「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」企画業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成29年9月29日（金）まで

3 委託業務の目的

置賜産農産物の消費拡大を図ることを目的として、「おきたま食の応援団」グリーンフラッグ店をめぐるスタンプラリーの企画を行うもの（ポスター及びリーフレットの作成を含む）。

※ グリーンフラッグ店とは、事業者会員のうち、置賜産農産物を消費者に直接販売・提供する店舗をいう。平成29年5月末現在、347店舗。なお、店舗情報は下記より検索可能。

<http://yamagata-okitama-shoku.net/search.cgi?kind=green#>

4 委託業務の内容

(1) スタンプラリーの企画提案

置賜産農産物の消費拡大を図るため、より多くの方にスタンプラリーに参加いただけるよう魅力ある企画を下記により提案する。

なお、参加店舗との調整が必要な場合（賞品や特典の提供依頼など）は発注者が行う。

・スタンプラリーの仕組み

応募に必要なスタンプの個数、スタンプの集め方など

・賞品の設定

賞品は基本的にグリーンフラッグ店からの提供とする。目安としては100本～150本程度。

・特典の設定（特典を設ける場合に限り）

・その他スタンプラリーの参加者増加に資する企画等

(留意事項)

- ・スタンプラリー参加者は、グリーンフラッグ店で飲食又は買い物をする事でスタンプを集めることができること。
- ・20歳代～40歳代の比較的若い世代が興味をもちひきつけられるような仕組みとすること。
※ 従来の応募者の主要な層は50歳代～60歳代。
- ・「おきたま食の応援団」個人（メルマガ）会員の新規登録者数が増加するような仕組みとすること。
- ・スタンプラリー参加者が広く置賜地域のグリーンフラッグ店をめぐるような仕組みとすること。
- ・スタンプラリー参加者及びグリーンフラッグ店の双方にわかりやすい仕組みとすること。

(2) スタンプラリーに係る印刷物の制作

スタンプラリーの企画を広くPRするため、ポスター及びリーフレットを制作する。

① ポスター制作

ア) 規格、部数

- ・用紙： A2判 片面印刷（フルカラー）
- ・紙質： デザイン等を考慮したうえで、受注者が最適と判断した紙質を提案し、発注者

と協議のうえ決定する。

- ・ 部数： 600部

イ) 掲載内容

- ・ ポスターのタイトルは「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」とする。
- ・ キャッチコピーとして「食の桃源郷おきたま」と記載する。
- ・ 協議会が提供する「おきたま食の応援団」のグリーンフラッグの画像を掲載すること。



<グリーンフラッグ>

- ・ 必須掲載項目は下記のとおりとする。
 - 開催期間
 - 応募締切
 - スタンプラリーの仕組みの説明
 - 賞品の情報
 - 東北中央自動車道 福島・米沢間の開通及び通行無料の情報
 - 協賛名義
 - 置賜農業振興協議会の連絡先
- ・ 置賜産農産物の消費拡大を目的とするため、スタンプラリー参加者に置賜地域の農産物のファンになっていただき、スタンプラリー終了後も引き続き置賜産農産物を愛用いただけるよう、置賜産農産物の魅力を伝えながら、スタンプラリーへの参加を誘導するような印象的なデザイン・構成とすること。
 - ※ 完成品は、参加店舗や置賜地域（市役所及び町役場、観光協会、道の駅等）のほか、県外（道の駅、サービスエリア等）にも配置するとともに、イベント時に配布予定。
- ・ 使用する画像は基本的に発注者が手配する。ただし、印象的な紙面構成・デザインとするために必要な画像を発注者が提供できない場合は、両者協議のうえで、受注者が手配することとする。
- ・ 構成・デザインに必要な要素（イラスト）は受注者が作成すること。

② リーフレット制作

ア) 規格、部数

- ・ 用紙： A2判両面相当とし、折りたたみ方は任意とする（フルカラー）。
- ・ 紙質： デザインや折り加工の方法等を考慮したうえで、受注者が最適と判断した紙質を提案し、発注者と協議のうえ決定する。
- ・ 部数： 27,000部

イ) 掲載内容

- ・ リーフレットのタイトルは「おきたま食の銘店めぐりスタンプラリー」とする。
- ・ キャッチコピーとして「食の桃源郷おきたま」と記載する。
- ・ 当協議会が提供する「おきたま食の応援団」のグリーンフラッグの画像を掲載すること。
- ・ 必須掲載項目は下記のとおりとする。
 - 開催期間
 - 応募締切
 - スタンプラリーの仕組みの説明
 - 参加店舗の情報
 - 賞品の情報
 - 特典の情報（特典を設ける場合に限る）

- 東北中央自動車道 福島・米沢間の開通及び通行無料の情報
- 協賛名義
- 置賜農業振興協議会の連絡先
- ・ 記載する参加店舗の一覧は発注者が受注者へ提供する。
- ・ 必須掲載項目以外の情報（例：観光情報など）については、受注者の提案により適宜取り上げることとするが、掲載項目については事前に発注者と協議すること。なお、単年度での使用を想定しているため、平成 29 年度限りのイベントなども掲載可能とする。
- ・ ポスターと統一感のある印象的なデザイン・構成とすること。
- ・ 使用する画像は基本的に発注者が手配する。ただし、印象的な紙面構成・デザインとするために必要な画像を発注者が提供できない場合は、両者協議のうえで、受注者が手配することとする。
- ・ 構成・デザインに必要な要素（イラスト）は受注者が作成すること。

5 業務内容に係る留意点

- (1) 企画提案競争での企画提案書を基本とするが、置賜農業振興協議会事務局（以下「協議会」という。）との打合せのうえで、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- (2) 使用する映像（写真を含む）やイラストについて、著作権の侵害が無いように注意すること。また、被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 著作権

- (1) 納品された成果品の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）は当協議会に帰属する。また、成果品は、協議会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体等が実施するプロモーション、イベント等に随時無償で使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (2) 本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、協議会は責任を負わない。
- (3) 本件業務の実施においてタレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権・肖像権等権利の処理に留意すること。また、後年度以降（平成 30 年度以降）経費が発生する場合、協議会は負担しないものとする。

7 業務の実施体制

受託者は、本業務の担当者を 1 名以上選任し、業務を実施するものとする。

8 成果品の定義及び成果品の納入場所、納入期限

- (1) 成果品：スタンプラリーのポスター及びリーフレットについて、紙媒体、PDF 形式により保存された電子ファイル（印刷に係る余白が無い完成原稿とする。なお、紙媒体をスキャニングしたものは成果品とは認めない。）、ai ファイル形式（米国アドビシステムズ社が提供する画像編集ソフトウェア「Adobe Illustrator」により使用することができるファイル形式）により保存された電子データ。なお、PDF 及び ai ファイルは、印刷機によりタイトルを記載した DVD に格納し、納品すること。
- (2) 納入場所：山形県置賜総合支庁本庁舎 3 階農業振興課

(3) 納入期限：平成29年9月29日（金）（予定）

9 その他

- (1) 協議会と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者の解釈による。